

# とよしんフリーローン（しんきん保証基金）の商品概要説明書

令和5年12月1日現在

ご利用いただける方	<p>(1) 申込時年齢が満20歳以上、且つ完済時満年齢が75歳以下の方</p> <p>(2) 安定継続した収入がある方</p> <p>(3) (一社) しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>(4) 当金庫の会員資格のある方</p> <p>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方</p> <p>②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方および事業所を有する方</p> <p>(5) 反社会的勢力でない方</p> <p>※WEB完結フリーローンに関しては運転免許証、パスポートにて本人確認が可能な方に限る。</p>												
お使いみち	<p>ご自由です。</p> <p>※事業資金としてもご利用可能です。</p> <p>ただし、投機的な性格の資金はお取り扱いできません。</p>												
ご融資金額	<p>500万円以内で1万円以上1万円単位でご利用できます。</p> <p>※他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローン（保険ローンを除く）の現在残高の合計額は3,000万円以内とします。</p>												
ご融資期間	3ヶ月以上10年以内												
ご融資利率	<p>固定金利</p> <table border="1"> <tr> <td>フリーローン3段階A</td> <td>年</td> <td>4.50%</td> <td>(保証料込み)</td> </tr> <tr> <td>フリーローン3段階B</td> <td>年</td> <td>8.50%</td> <td>(保証料込み)</td> </tr> <tr> <td>フリーローン3段階C</td> <td>年</td> <td>13.00%</td> <td>(保証料込み)</td> </tr> </table> <p>保証会社の審査結果により、ご融資利率が決まります。</p>	フリーローン3段階A	年	4.50%	(保証料込み)	フリーローン3段階B	年	8.50%	(保証料込み)	フリーローン3段階C	年	13.00%	(保証料込み)
フリーローン3段階A	年	4.50%	(保証料込み)										
フリーローン3段階B	年	8.50%	(保証料込み)										
フリーローン3段階C	年	13.00%	(保証料込み)										
担保・保証人	<p>・(一社) しんきん保証基金が保証いたしますので担保・保証人は必要ありません。</p>												
ご返済方法	<p>・毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内）</p> <p>※ご融資金額の50%以内で6ヶ月ごとのボーナス併用返済もできます。</p>												
手数料・保証料諸費用等	<p>(1) 繰上返済手数料 無料</p> <p>(2) 条件変更手数料 1回当たり5,500円（消費税込）</p> <p>(3) 保証会社に支払う保証料は、お利息に含まれており別途支払いは不要です。</p> <p>(4) ご利用金額によって印紙代が必要となります。※WEB完結フリーローンに関しては印紙代不要。</p>												
ご利用意いただく書類	<p>・ご本人確認資料：運転免許証・パスポート・個人番号カード等</p> <p>・所得証明書類：お申込金額が300万円を超える場合は必要になります。</p> <p>・通帳・ご印鑑（取引のある方はお取引印）</p> <p>※当金庫に普通預金口座をお持ちでない方は、契約時までには口座開設をお願いします。</p> <p>※WEB完結フリーローンに関しては本人確認書類は運転免許証、パスポートのみ。</p>												
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0565-31-1616）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決を図る方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>												
その他	<p>・お申込に際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・ご返済額の計算につきましては当金庫窓口にお問い合わせください。</p>												